

**STOP!**  
振り込め詐欺

# その振り込み、 待った!

「振り込め詐欺」が  
急増中!

金融犯罪の番犬  
「BANK-KEN」



金融犯罪の番犬「BANK-KEN」の  
**金融犯罪にご用心!**



「振り込め詐欺」に遭わないために、  
今すぐ、できることがあります。

ちょっと待って！  
振り込む前に、  
もう一度  
ご家族などに  
確認してね。



ATMの  
利用限度額を  
下げておく  
ことを、  
おすすめします。



『オレだけど…』と  
親しげな電話等々  
「オレオレ詐欺」の手口は年々  
広がっています。  
「オレオレ詐欺」について  
詳しくはうしろのページをご覧ください。……▶

『還付金があるので  
ATMに行ってください。』  
たとえばそんな電話！  
「還付金詐欺」の典型的な手口です。  
「還付金詐欺」について  
詳しくはうしろのページをご覧ください。……▶



## 「オレだけど…」と親しげな電話等々、 「オレオレ詐欺」の手口は 年々広がっています。

ご家族の間で  
合言葉を決めておく  
なども、被害を防ぐ  
方法のひとつです。



ラ金で借金をして返済を迫られている」などと言葉巧みに資金の振り込みを迫ります。また、警察官や弁護士などを装い、「お宅のご主人が痴漢をして逮捕された」と「示談金」名目の振り込みを迫る手口もあります。

\* \* \*

**●** 犯行に先立ち、身内を騙って「携帯電話の番号が変わった」などと連絡し、被害者の携帯電話のアドレス帳登録を変更させたうえで、数日後に振り込みを求める電話がかかってくる事例が多くなっています（この場合、被害者の携帯電話のディスプレイには身内の名前が表示されるため騙されやすくなります）。



**●** 「オレだけど」などと親しげに電話をかけてきて身内だと信じこませ、「会社の力ネを使いこんだ」「サ

\* \* \*

**●** 緊急事態を告げて振り込みを急がせる電話には十分な注意が必要です。普段から家族の間で合言葉を決めておく、あるいは緊急時の連絡先（会社など）を互いに交換しておくなど、自分が被害に遭うかもしれないと考えて手を打っておく必要があります。

\* \* \*

**●** 犯人は、「身内の恥」など他人に説明しづらいことを理由にして振り込みを迫ってきます。落ち着いて対応し、勇気を持ってご家族、ご親戚、警察官、銀行員などに相談してみることが大切です。

\* \* \*

**●** このほか、架空請求詐欺や融資保証金詐欺など、犯行の手口はさまざまです。いずれにしても、そのような電話があったら、すぐに振り込みます、落ち着いてまわりに相談することが大切です。

### 振り込め詐欺の被害状況



昨年に比べて  
被害が急増↑

警察庁ホームページ「振り込め詐欺（恐喝）」の認知・検挙状況等について（平成20年1～3月）により



「還付金があるのでATMに行ってください。」  
たとえばそんな電話！  
「還付金詐欺」の典型的な手口です。

被害者の多くはお年寄りです。ご家族の方からも、ATMの利用限度額の引下げをおすすめください。



#### 典型的な手口の流れ

税務署や市区町村などの職員を名乗る者から「還付金があるのでATMのある場所へ行ってほしい」と電話をかけてきます。



ATMコーナーについてたら電話をするように指示されます。



「あなたの口座に入金します」などと言われ、指示通りに操作をすると、犯人の口座に振り込んでしまいます。

✿ 最近被害が急増している手口です。平成19年には約30億円もの被害が発生しています。

\* \* \*

✿ 犯人は税務署員を装って「税金を還付します」と言ったり、社会保険事務所の職員を装って「年金の未払い分を還付します」などと電話をかけ、「携帯電話とキャッシュカードを持って、ATMコーナーに行ってください。今すぐ手続をしないと無効になります」などと被害者を巧みに金融機関やコンビニエンスストアのATMに誘い出します。

\* \* \*

✿ その後、携帯電話で操作を指示しながら、還付金を「受け取る」手続と誤解させて「振り込み」をさせます。被害者が画面の「振込」の表示などから不審に感じて問い合わせたとしても、「機械の表示が対応していないだけですので大丈夫です」などと説明することもあります。

\* \* \*

✿ 税務署や社会保険事務所が税金や年金などをお客様に還付するためにATMの操作をお願いすることは絶対にありません。また、ATMには、キャッシュカードを使って資金を「受け取る」機能はありません。

\* \* \*

✿ 万一、ATMで還付金を受け取るように指示する電話がかかってきたら、まずご家族、ご親戚、警察官、銀行員などに相談してみてください。



# 被害金の支払について

被害に遭われた方は、振込先の金融機関にご相談ください。

平成20年6月21日

に「振り込め詐欺救済法」が

施行され、振込先の口座に残っている資金を「被害回復分配金」として被害者に支払う取扱が始まります。被害に遭った方は、すみやかに振込先の金融機関にご相談ください。順次、お手続のご案内をさせていただきます。なお、振込先口座の残高が1,000円未満であるなど、ケースによっては資金支払の対象にならない場合もございますのでご承知おきください。詳しくは金融機関などにお問い合わせください。



## 被害金支払の流れ

- ① 被害に遭われた方が警察と金融機関に申し出
- ② 預金保険機構が犯罪に利用された口座をホームページに掲載
- ③ 被害に遭われた方が振り込んでしまった口座がないか確認
- ④ 預金保険機構が被害金支払を受け付ける公告をホームページに掲載
- ⑤ 被害に遭われた方が振込先の金融機関に支払を申請
- ⑥ 金融機関が被害金を支払

